



県章

群馬県報

平成20年
8月19日(火)
第8613号

目次

ページ

告 示

○土地収用法の規定による事業認定(用地課)

2

○兼用工作物の管理協議の成立(河川課)

3

公 告

○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請(NPO・ボランティア推進課)

4

○開発工事の完了(建築住宅課)

4

収用委員会公告

○土地収用事件の審理の開始

5

■ 告 示

◎群馬県告示第359号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成20年8月19日

群馬県知事 大 澤 正 明

- 1 起業者の名称 渋川市
- 2 事業の種類 （仮称）渋川市溝呂木農村公園新設工事
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 渋川市赤城町溝呂木字上ノ原、字土遠ケ原、字東上原地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 渋川市赤城総合支所土地改良推進室
- 5 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、渋川市赤城町溝呂木字上ノ原、字土遠ケ原、字東上原地内に公園を設置する事業（以下「本件事業」という。）であり、法第3条第32号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、平成20年3月の市議会で議決された、渋川市総合計画に位置付けられている事業であり、財源措置も講じていることから、起業者である渋川市は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると認められる。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

渋川市では、市民の健康増進やうるおいのある生活環境などの改善を図るため、公園の整備を推進することとしているが、同市赤城町溝呂木地区には身近に利用できる公園施設がないため、子どもたちや高齢者の遊び場やグラウンドは、集会所の空き地を公園施設の代わりとして利用しているのが現状である。また、集会所の空き地は、施設で会議が開かれる時は駐車場として利用するほかに、ごみ収集場所や幼稚園児の送迎バス乗降場などとして利用しているため、子どもたちや高齢者は、常に車との接触事故の危険にさらされている状況である。また、高齢者が空き地を利用する時は、自動車での来場が多く、自動車は、集会所施設進入路への路上駐車を余儀なくされており、路上駐車している自動車は、ごみ収集車の通行の妨げや幼稚園児送迎バスの通行や乗降時の視界の妨げになり危険な状況にある。

本件事業の完成により、路上駐車は解消され安全な通行の確保と幼稚園児送迎バスの安全な乗降場所が確保される。また、遊び場やスポーツ施設としていつでも安全に利用できるとともに、住民同士が交流を深め、心身ともに健康で活力に満ちた住み良いまちづくりの推進を図ることができるものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

起業者の調査によると、本件事業の予定地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

（平成4年法律第75号）に基づく、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物の存在は確認されていない。

また、本件事業の付近に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地として「溝呂木遺跡」が存在しているため、事前に赤城村教育委員会が埋蔵文化財試掘確認調査を実施し、その結果、調査区域からは遺物は出土せず、遺物包蔵地の範囲から除外でき、発掘調査等の文化財保護措置を講じる必要はないと判断されている。

したがって、本件事業の施行により失われる公共の利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、平成20年3月の市議会で議決された、渋川市総合計画に基づき、市民が日常的に利用する身近な公園として、子どもたちや高齢者が安心して利用できる農村公園を整備し、市民の健康増進やうまいのある生活環境などの改善を図るため実施する事業である。

また、完成後の施設については、渋川市公園条例（平成18年渋川市条例第220号）に基づき、適正な施設の管理・運営に万全を期すこととしている。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により、得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、渋川市の溝呂木地区には身近に利用できる公園施設はなく、集会所の空き地を公園施設の代わりに利用しているが、集会所進入路への路上駐車を余儀なくされており危険な状態であるため、市民が日常的に利用できる身近な農村公園をできるだけ早期に新設する必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

◎群馬県告示第360号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、流域調節池B-3池と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、次のとおり告示する。

その関係図面は、群馬県県土整備部河川課及び群馬県太田土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年8月19日

群馬県知事 大澤 正 明

一級河川 の 名 称	河川管理 施設の名称	河 川 管 理 施設の位置	管理を行う者 の氏名及び住 所（法人にあ っては、その 名称及び住所 並びに代表者 の氏名）	管 理 の 内 容	管 理 の 期 間	管理協定 締結の日
石田川	流域調節 池 B－3 池	太田市大原 町40番1 6、40番 60、40 番63、4 3番1、4 3番3	道路管理者 太田市長 清水聖義 太田市浜町2 番35号	(1)道路専用施設（路面（路盤までの部分 を含む。）、路肩、道路の附属物その他の 専ら道路の管理上必要な施設又は工作物を いう。以下同じ。）の新設（道路の附属物 に係るものに限る。）、改築、維持及び修 繕 (2)路肩に接する法面で当該路肩から法長 1mまでの範囲にあるものについての維持 (3)原則として道路専用施設に係る災害復 旧	平成20 年7月1 5日から 道路の占 用の存続 する日ま で	平成20 年7月1 5日

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化部NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成20年8月19日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成20年8月4日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人北関東バイオフォーラム
- 3 代表者の氏名 小濱一弘
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市昭和町三丁目39番地22群馬大学大学院医学系研究科
- 5 定款に記載された目的 この法人は、医療、バイオ分野において北関東地区における公的な研究機関や検査機関（大学等の教育機関や研究所等）と民間企業における研究や産業ニーズに基づく産官学共同研究の支援事業を行い、研究成果による新たな産業及び産業ニーズによる新たな研究の創生を目的とする。また、これらの活動により得られた知見や新しい技術等の情報をこの法人から発信することにより、地域社会の産業、経済、文化、教育の振興と発展に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨、公告する。

平成20年8月19日

群馬県知事 大澤 正 明

番号	開発区域に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡板倉町大字岩田字本合2318-2	館林市南美園町10番地の7エスパワー株式会社番館-201 増田攻
2	佐波郡玉村町大字樋越376-4、376-7、376-22	佐波郡玉村町大字樋越376番地5メゾンプチフォーレA102 蓮沼克敏、蓮沼美砂
3	邑楽郡千代田町大字舞木字柳原2379-4	館林市赤生田町2279番地の1 飯島友康 邑楽郡千代田町大字舞木295番地 飯島千絵
4	佐波郡玉村町大字角刈字御門5220-1、5220-2、5221-1、5221-2	佐波郡玉村町大字上之手1505番地8 株式会社宮弥 代表取締役 川端雅春
5	邑楽郡板倉町大字板倉字藤宮885	邑楽郡板倉町大字板倉1134番地 田口浩正

■ 収用委員会公告

群馬県収用委員会は、起業者群馬県から平成20年6月6日付けで申請のあった伊勢崎都市計画都市高速鉄道事業1号東日本旅客鉄道両毛線及び伊勢崎都市計画道路事業7・7・23号高架南5号線に係る土地収用事件（平成20年度裁第1号事件）の審理を次のとおり開始する。

平成20年8月19日

群馬県収用委員会会長 渡 邊 明 男

- 1 審理開始の期日 平成20年9月19日 午前10時30分
- 2 審理開始の場所 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県庁26階 審問室

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111